

人材紹介に関する基本契約書

〇〇歯科医院(以下「甲」という)と合同会社 LINKCARE(以下「乙」という)とは、甲が採用する人材の紹介に関し、次の通り契約を終結する。

(目的)

第1条 甲は、乙に対し、甲の必要とする人材にかかわる紹介を依頼し、乙はこの依頼に応じて必要な人材を紹介する。

(適格紹介)

第2条 甲及び乙は、甲の求める人材について、採用の目的、人材に求める能力、技術及び資格などの要件(以下、職務要件という)について協議し、適格紹介に努めるものとする。

(求人申し込みと求人の不受理)

第3条 甲は求人申し込みにあたり、以下①～⑥の事由(不受理事由)に該当しないこと、及び現在及び将来に渡り、不受理事由に該当する求人申し込みを行わないことを表明及び保証する。

乙は求人の申し込みが、次に掲げる場合については、求人の申し込みを受理しないことができる。

- ① 内容が法令に違反する求人
- ② 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人
- ③ 求人者が労働条件を明示しない求人
- ④ 一定の労働関係法令違反のある求人者による求人
- ⑤ 暴力団員などによる求人
- ⑥ 職業紹介事業者からの自己申告の求めに応じなかった求人者による求人

(労働条件の明示)

第4条 甲は、前条の紹介を依頼するにあたり、その依頼する求人にかかわる労働条件(職業安定法第5条の3第2項に定める事項を含む)を乙に書面の交付の方法に明示し、求人申し込みをする。ただし、乙が希望する場合は、これをファクシミリ又は電子メール等により明示することができる。

(求人申込後の労働条件の変更等)

第5条 甲が、乙に対して前条により明示した労働条件の内容を、甲による面接実施前に変更、特定、削除、追加(以下「変更等」という)することとなった場合は速やかに書

面の交付の方法、ファクシミリを利用する方法又は電子メール等を利用する方法（以下「書面の交付等」という）により乙に通知するものとする。

- (2) 前条により明示した労働条件の内容の変更時期が、甲が乙による紹介を受けた人材（以下「丙」という）と面接等の接触をした後であった場合は、甲は、職業安定法第5条の3第3項に従い、変更等の内容を書面の交付等の方法により、直接、丙に明示するものとする。
- (3) 前項の場合、甲は、乙に対しても、速やかに変更等の内容を書面の交付等により明示するものとする。

（甲における記録の保管）

第6条 甲は、第3条及び第4条により明示した従事すべき業務の内容等労働条件に関する記録を当該職業紹介が終了する日まで保管するものとする。

（人材の紹介）

第7条 乙は、第2条による職務要件及び第3条に定める労働条件に基づき、甲の要望に合致すると認められる人材が得られた場合、当該人材に対し、労働条件を書面により明示し、相談支援を実施した上で甲に紹介する。ただし、当該人材が希望する場合は、労働条件をファクシミリ又は電子メール等により明示することができる。

（直接取引の禁止）

- 第8条 乙が選考・選抜した人材を、紹介の行為があった時から1年以内に、甲が乙の合意なく直接採用を決定し入職させた場合、乙が受領すべきあった報酬に加え、当該報酬の10%を違約金として請求するものとする。
- (2) 当該求職者の紹介日(氏名・経歴を含む個人情報の授受を行った日)から1年が経過する日までの間に、甲が乙の承諾もしくは介添えなしに独自に、または他の紹介会社を経由して採用を決定し、甲または甲の関連するグループ法人(甲の直接もしくは子会社等を通じた間接の出資・融資等、または甲の株主による出資・融資などの資金的関係のある法人・組合等の団体)に入職させた場合は、乙が甲に対し第1条の求職者の紹介に関する業務を遂行したものとみなし、乙が受領すべきあった報酬に加え、当該報酬の10%を違約金として請求するものとする。

（選考・採用）

第9条 甲は、乙が前条により紹介した人材について、自らの選考の上、適当と認めた場合には、あらかじめ乙に示した労働条件に基づき採用を決定する。この場合、乙は、甲に対して、選考・採用が円滑に行われるよう必要な助言、支援を行う。

(採用決定後の損害賠償)

第10条 丙が、入職日以後、その業務に関し甲及び第三者に対して発生させたいかなる損害についても、乙は一切の責任を負わないものとする。

(労働条件通知書の交付)

第11条 甲は、前条により採用を決定した丙と労働契約を締結するに当たっては、改めて別紙様式により労働条件通知書を、丙に交付するものとする。

(紹介手数料等)

第12条 甲は、丙が甲に入職するに至った場合、次のとおり人材紹介に係る手数料を、乙に支払う。

- ① 紹介手数料 年間賃金の 20%の額及び消費税相当額
- ② 支払日 丙が甲に入職した日から 30 日以内

- (2) 前項の年間賃金は、甲が採用した丙の「月例支給額×12ヶ月＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数」とする。月例支給額とは、基本給・手当(資格手当等)その他名称如何にかかわらず、毎月採用者に対し定額が支払われるものとされている報酬・対価(源泉税・社会保険料等の控除前)すべてを含めるものとする(但し通勤交通費は除く)。

年俸制の場合は、年俸額を採用決定時理論年収とする。

尚、実際の年収が、採用決定時理論年収と、求職者の入職後に勤務時間・勤務日数・業務内容の変更により増減しても、紹介料金は増減しないものとし、甲・乙共に変更分の請求は行わないものとする。

- (3) 非常勤勤務(パート勤務等)の場合の紹介料金は、年間を 52 週とし、採用者に対して支払われるべき入職後初回の週給額を 52 週に換算して採用決定時理論年収を算出する。但し、週給計算が出来ない不定期の勤務においては、採用者に支払われるべき入職後初回の月給額を 12 ヶ月に換算して採用決定時理論年収とする。
尚、賞与、及び前項に規定する月額定額の手当(報酬・対価)が支給される場合は、当該賞与及び手当に関しても、52 週又は 12 ヶ月に換算し、採用決定時理論年収に含めるものとする。

(紹介手数料の支払い方法等)

第13条 乙は、前条に基づき、甲に対して紹介手数料に係る請求書を交付するものとし、その際、乙の指定する振込先銀行口座を甲に通知する。甲は、乙に対し、紹介手数料を、前条に従い、当該振込先銀行口座に振込むことにより支払う。なお、振込手数料は、甲の負担とする。

(返戻金制度)

第14条 この契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、または就業規則違反などの丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に返戻することとする。

- | | |
|---------------|-----------|
| 1 週間未満で退職した場合 | 全額 |
| 2 週間未満で退職した場合 | 90%に相当する額 |
| 1 カ月未満で退職した場合 | 70%に相当する額 |
| 3 カ月未満で退職した場合 | 30%に相当する額 |
| 6 カ月未満で退職した場合 | 10%に相当する額 |

- (2) 丙が、甲の都合により又は甲の責めに帰すべき事由（労働基準法26条に該当する場合を含む。）により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の返戻は行わないこととする。

(早期離職者に関する情報提供)

第15条 甲は、乙の紹介により採用した人材に関し、乙が職業安定法第32条の16第3項により人材サービス総合サイトへの情報提供が義務付けされている「期間の定めのない労働契約をした人材のうち6カ月以内に離職した者の数(解雇による離職者を除く)を乙の依頼に基づき、乙に通知するものとする。

(個人情報保護及び秘密保持)

第16条 甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた相手方に関する情報及び乙が紹介した人材(採用に至らなかった者を含む)の個人情報を漏洩させないように万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外使用をすることを禁止する。

- (2) 甲は、乙の紹介した人材を採用しないことを決定したときは、乙から開示又は提を受けた当該人材の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ破棄をしなければならない。

(有効期間及び有効期間満了後の秘密保持等)

第17条 この契約の有効期間は申し込み日より1年間とする。但し契約期間満了日の1カ月前までに、甲・乙のいずれからも特段の申し入れがないときは、更に1年間同一条件で更新するものとする。

- (2) 第13条に定める個人情報保護及び秘密保持義務については、甲・乙ともに前項の有効期間満了後も遵守するものとする。

(契約期間・解除)

第18条 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、もしくは法令の定める解約事由が生じた場合、有効期限内においても何ら催告なしに本契約を解除することができる。また、次の各号による本契約を解除された場合、解除を受けた当事者は、既に生じた相手方に対する債務については期限の利益を喪失し、直ちに相手方に対する一切の債務を一括して弁償しなければならない。

- ① 第12条の支払いを支払期日までに支払わなかったとき。
- ② 公租公課の差押通知が送達されたとき・その他滞納処分を受けたとき。
- ③ 債権者等から競売申立・強制執行(仮差押・仮処分を含む)の申立を受け、または破産、民事再生、会社更生その他これに準ずる手続きの申立てがあったとき、もしくは自ら申立をしたとき。
- ④ 手形の不渡り(1回目を含む)、その他銀行取引停止処分を受けたとき。
- ⑤ 営業停止、または解散決議(合併を除く)をしたとき。
- ⑥ その他本契約の各事項のいずれかに違反したとき。

(法令遵守)

第19条 甲及び乙は、互いに職業安定法その他労働関係法令及び関係指針並びに暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除令を尊重し、適正に対応するものとする。甲及び乙の各従事者についても同様とする。

(信義則)

第20条 この契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲・乙誠意を持って協議し、決定する。

(権利義務等譲渡等禁止)

第21条 甲及び乙は、本契約上の地位及び本契約に基づき生じた権利義務の全部又は一部を、事前に相手方の書面による承諾を得ないで第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

(準拠法)

第22条 本契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈される。

(専属的合意管轄裁判所)

第23条 本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約締結の証として本書製本2通を作成し、甲・乙各1通を保持する。

2022 年 月 日

(甲)

(乙)

大阪市西区立売堀 1-6-13 南本町

天祥ビル 2 号館

合同会社 LINK CARE

代表社員 瀬戸口 祐子